

大館市介護福祉士資格取得支援事業(市民用)

大館市では、介護職に従事する人材の確保と育成を図るため、介護福祉士の資格を取得する際の経費の2分の1(1人最大10万円)※について大館市が支援します。(※交付額は100円未満切捨て)

在職者に対する補助

1.補助対象者

申請日に市税等に滞納がない大館市民であって、次の(1)(2)のいずれにも該当する方

- (1) 申請日において、市内に住所を有している方
- (2) 下記の介護事業所等において勤務している方(常勤でも非常勤でも可)

2.対象費用

研修の受講料(教材費含む)、受験料、資格登録にかかる費用など(申請時に領収書が必要です)

※本人が負担した費用のみが対象です。

3.補助対象研修(資格取得に必ず要する研修)

介護福祉士実務者研修 ※その他の研修等については事前にご相談ください。

求職者に対する補助

1.補助対象者

申請日に市税等に滞納がない大館市民であって、次の(1)(2)のいずれにも該当する方

- (1) 申請日において、市内に住所を有している方
- (2) 公共職業安定所に登録し求職活動をしている方(ハローワークカード等が必要です)

2.対象費用

研修の受講料(教材費含む)、受験料、資格登録にかかる費用など(申請時に領収書が必要です)

※本人が負担した費用のみが対象です。

3.補助対象研修(資格取得に必ず要する研修)

介護福祉士実務者研修 ※その他の研修等については事前にご相談ください。

(注意)申請の締め切りは、

(受講料のみの申請)当該研修を修了した日から3月以内

(受講料、受験料、登録費用の申請)介護福祉士の資格を取得した日から3月以内となります。

(資格を取得できなかった場合は可否の判明があった日から3月以内)

◎留意点

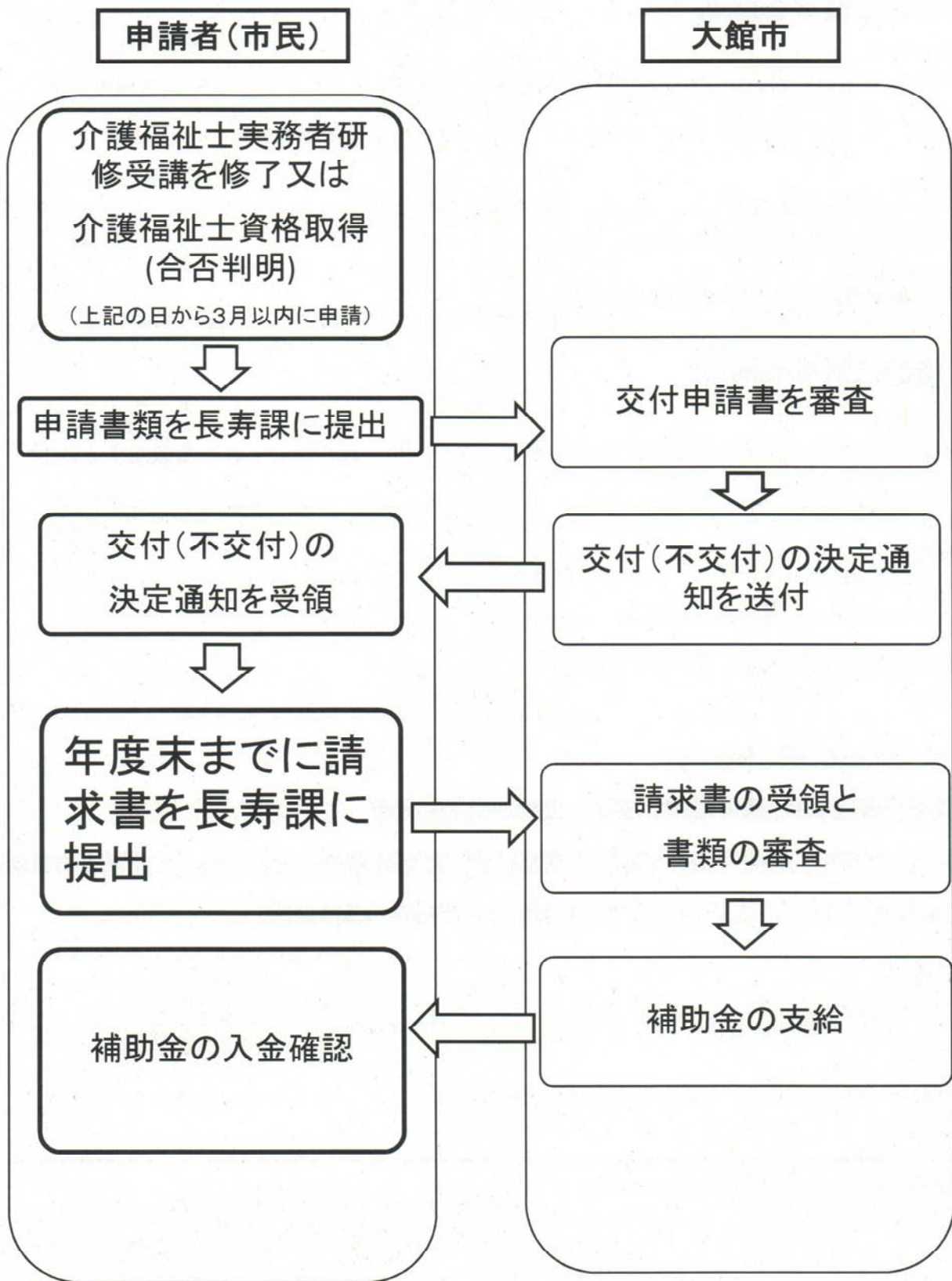
・以前に本事業の適用を受け補助金の交付を受けた場合は、再び補助金の交付申請をすることはできない。ただし、結果的に資格を取得できなかった場合は、翌年度以降1回に限り再び交付申請することができる。

・他の制度(厚生労働省が定める教育訓練給付制度を除く。)による補てん対象となっている場合は、補助金の交付申請をすることができない。

介護事業所等とは、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)に基づく指定を受け、法第8条第1項の居宅サービス(訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、福祉用具貸与及び特定福祉用具販売を除く。)若しくは同条第14項の地域密着型サービスを行う事業所、同条第27項の介護老人福祉施設、同条第28項の介護老人保健施設、法第8条の2第1項の介護予防サービス(介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防福祉用具貸与及び特定介護予防福祉用具販売を除く。)若しくは同条第12項の地域密着型介護予防サービスを行う事業所又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第1項に規定する障害福祉サービスを行う事業所をいう。

お問い合わせ
大館市福祉部
長寿課 高齢者福祉係
Tel 43-7056

大館市介護福祉士資格取得支援事業の流れ



※これまで商工課で実施しておりました資格取得支援事業は平成29年度受講者(介護福祉士のみ)までで受付終了となりました。